

事 務 連 絡

平成29年2月27日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御 中
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定す
る医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

標記について、平成29年2月24日付け薬生発0224第5号で厚生労働省医薬・
生活衛生局長より通知がありました。

ついては、本内容を御了知の上、必要に応じて関係機関に周知されるようお願いし
ます。

(本件照会先)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

TEL : 03-5253-4111 (内線2976)

FAX : 03-6734-3794